

第1回 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会会議次第

開催日時：平成15年7月11日（金）13：00～

開催場所：石狩市役所5F 第1委員会室

1 開 会

2 委員の紹介 ・・・資料1

3 委員長及び副委員長の互選

4 協議事項

(1) 小委員会の進め方について ・・・資料2

- ### (2) 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期に関する制度の概要について
- 議会議員の定数及び任期 ・・・資料3 - 1
 - 農業委員会委員の定数及び任期 ・・・資料3 - 2

(3) 小委員会の運営及びスケジュールについて ・・・資料4

5 その他

(1) 第2回会議の開催日時等について

6 閉 会

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

第 1 回 委 員 会 議 案

平成15年7月11日(金) 13:00~

石狩市役所5階 石狩市議会第1委員会室

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会委員名簿

選出区分	職 名 等		氏 名
議会選出委員	石狩市議会議員		熊 倉 正 博
			高 田 静 夫
	厚田村議会議員		阿 部 政 二
			成 田 一 夫
	浜益村議会議員		佐々木 友 治
			羽 立 福 光
学識経験者	石狩市	石狩商工会議所会頭	酒 井 敏 一
		石狩市 PTA 連合会副会長	村 重 節 子
		一般公募	坪 田 清 美
	厚田村	厚田村農業委員会委員	伊 藤 一 治
	浜益村	北石狩農業協同組合理事	後 藤 崇
共通委員	北海学園大学法学部政治学科教授		佐 藤 克 廣
	北海道石狩支庁地域政策部長		田 中 宣 律

(敬称略)

議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会の進め方

設置理由

合併するとした場合の議会議員、農業委員会委員の定数や任期は、特例などの選択によって態様が異なることから、十分な調査、審議等を行う必要があること。

付託事項

- 1．議会議員の定数及び任期の取扱い
- 2．農業委員会について
 - ア) 農業委員会の区域の取扱い
 - イ) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

小委員会の進め方

- 1 協議会で「合併の方式」が決定するまでは、関係法令に基づく制度や合併特例法等による特例について理解を深める。
- 2 協議会で「合併の方式」が決定した後は、その決定した方式に該当する部分について更に理解を深め、付託事項について小委員会として1つの方向性を見出す。
- 3 方向性に基づき、付託事項に対する調整(案)を作成し、協議会へ提案することとする。
- 4 以上、協議会で承認された場合、本委員会での協議は終了することとする。

議 会 議 員 の 定 数 及 び 任 期
検 討 資 料

合併の方式別にみる制度の概要

新 設 合 併

[パターン1] 原則

身 分	関係団体の議員全てが失う
選 挙	設置選挙を行う
定 数	30 人以内で定める (自治法第 91 条第 2 項第 6 号)
任 期	4 年

[パターン2] 定数特例

身 分	関係団体の議員全てが失う
選 挙	設置選挙を行う
定 数	60 人以内で定める (法定上限数 30 人の 2 倍の範囲内)
任 期	4 年

[パターン3] 在任特例

身 分	関係団体の議員全てが新市の議員として在任する
選 挙	なし
定 数	50 人 (合併前の団体の議員全員)
任 期	2 年以内

(参考) 3 市村の議員定数

石狩市 26 人

厚田村 12 人

浜益村 12 人

計 50 人

編 入 合 併

[パターン1] 原則

身 分	編入される団体の議員のみ失う
選 挙	増員選挙を行うことができる
定 数	30 人以内で定めることができる (自治法第 91 条第 2 項第 6 号)
任 期	編入する団体の残任期間

[パターン2] 定数特例

身 分	編入される団体の議員のみ失う
選 挙	増員選挙を行う (選挙区設置)
定 数	編入される団体の区域を選挙区として増員数を算定 (= 編入合併特例定数)
任 期	編入する団体の残任期間

[パターン3] 在任特例

身 分	編入される団体の議員は編入する団体の議員として全員在任する
選 挙	なし
定 数	50 人 (合併前の 3 団体の議員全員)
任 期	編入する団体の残任期間

合併後 1 回目の一般選挙時の特例

[パターン4] 定数特例 + 定数特例

[パターン2]からの特例の継続	
選 挙	1 回目の一般選挙 (選挙区継続)
定 数	編入される団体の区域を選挙区として増員数を算定 (= 編入合併特例定数)
任 期	4 年 (2 回目の一般選挙まで)

[パターン5] 在任特例 + 定数特例

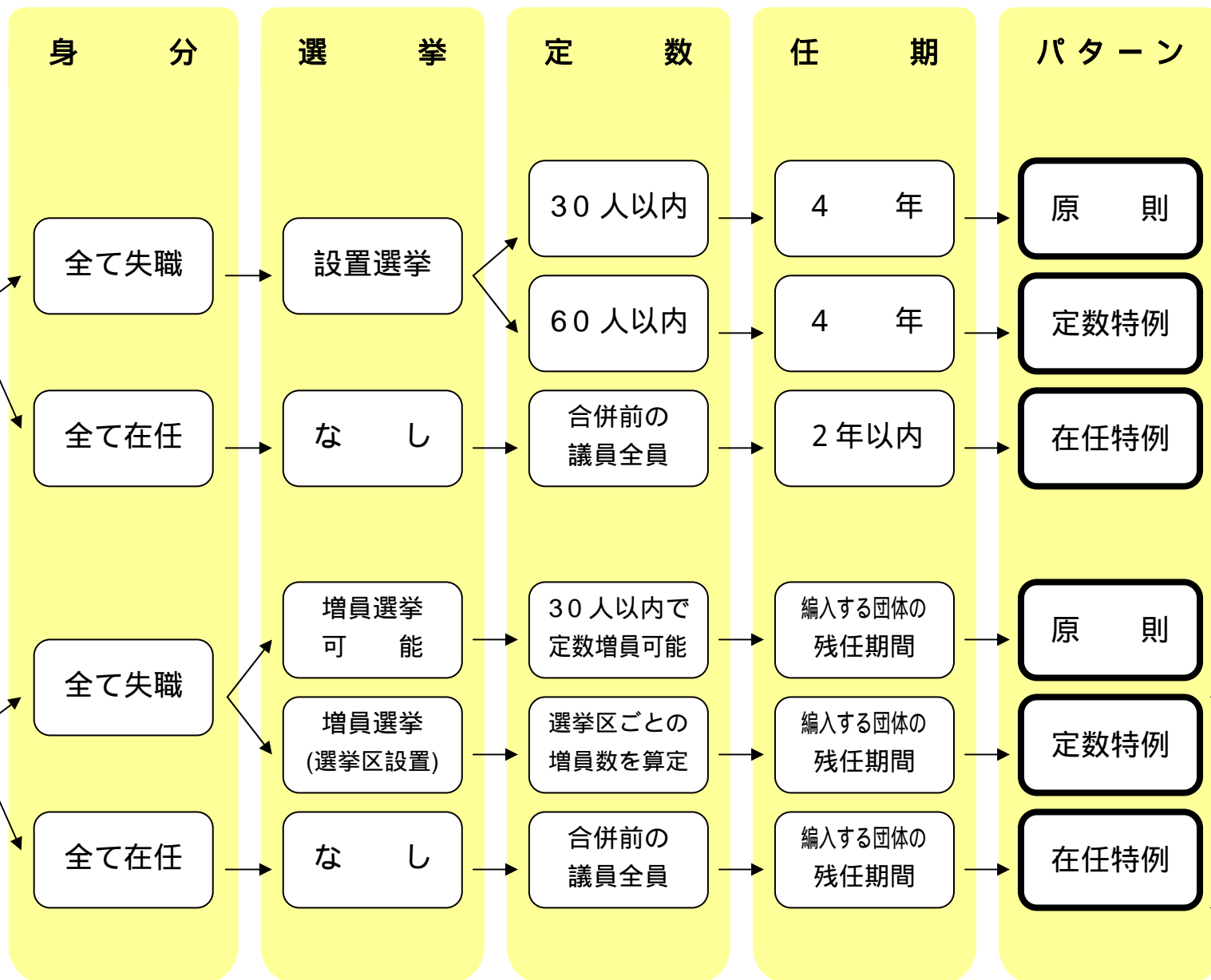
[パターン3]からの特例の継続	
選 挙	1 回目の一般選挙 (選挙区設置)
定 数	編入される団体の区域を選挙区として増員数を算定 (= 編入合併特例定数)
任 期	4 年 (2 回目の一般選挙まで)

制度の内容から選択するパターンフロー

2

新設合併

関係団体の議員が・・・



次の一般選挙で
定数特例可能

議会議員の定数及び任期と特例措置

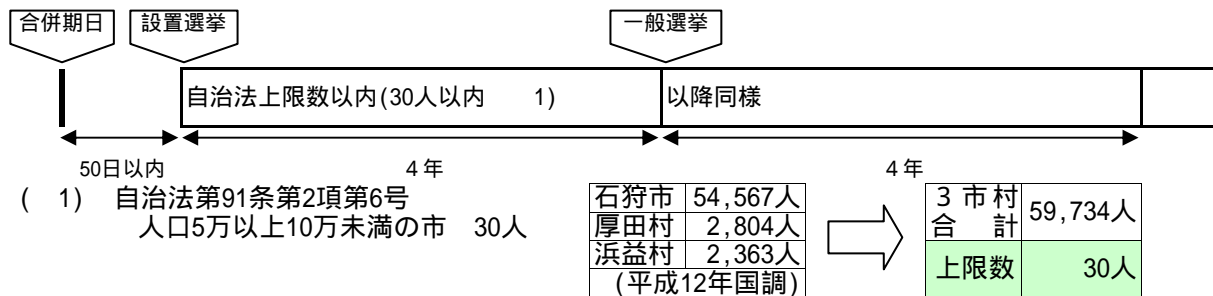
議会議員定数

平成15年1月1日付の地方自治法(以下「自治法」という。)の一部改正により、議会議員の定数は、同法第91条第2項の市町村の区分に応じ定める数を超えない範囲で条例で定めることとされている。(同法第91条第1項)

新設合併

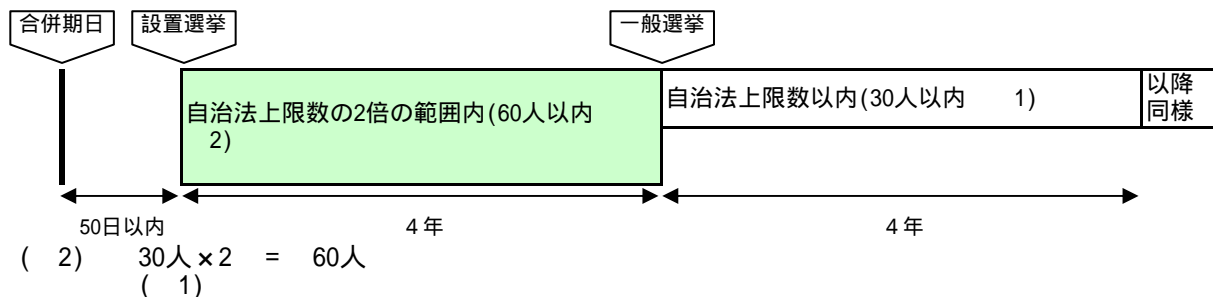
パターン1 [原則(特例措置の適用なし)]

合併関係市町村の議会議員は全てその身分を失い、自治法及び公職選挙法に基づき、設置選挙を行うこととなる。



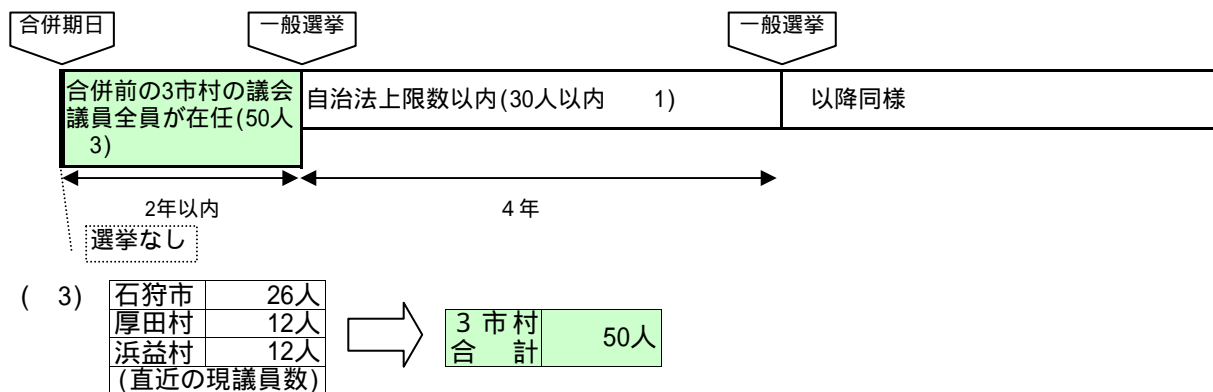
パターン2 [定数特例(合併特例法第6条第1項)]

合併関係市町村の協議により、設置選挙の際に、自治法上限数の2倍の範囲内で定数を定めることができる。



パターン3 [在任特例(合併特例法第7条第1項第1号)]

合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の議会議員は、合併後2年を超えない期間、新市の議会議員として在任することができる。



編入合併

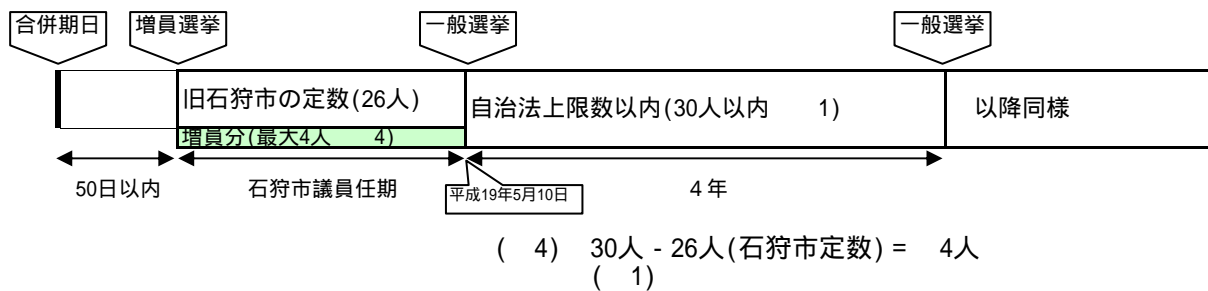
はじめに

ここでは、厚田村及び浜益村が石狩市へ編入合併した場合を想定しております。

パターン1 [原則(特例措置の適用なし)]

【制度の内容】 編入される市町村の議会議員は全員失職する。ただし、合併後の市町村の議会議員の定数(A)が、編入する市町村の議会議員の定数(B)を上回る場合は、上回っている定数分について増員選挙を行うことができる。

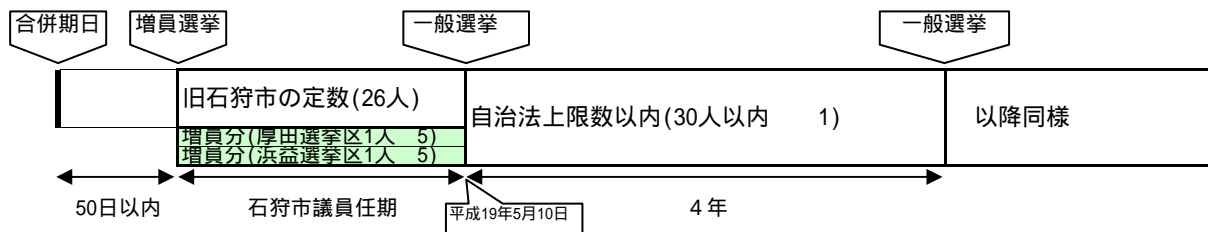
【本 地 域】 この原則を3市村にあてはめると、(A)は現行のままだと26人だが、自治法では条例により30人以内で定めることができるため、(B)の現行の石狩市の定数26人を差し引き、最大4人の増員選挙が行えることとなる。また、公職選挙法第15条第6項又は同法施行令第8条の規定により、厚田村及び浜益村の2区域に選挙区を設置し、増員分を補うことも可能である。



パターン2 [定数特例(合併特例法第6条第2～4項)]

【制度の内容】 合併関係市町村の協議により、自治法第91条の規定にかかわらず、編入する市町村の議員の残任期間に限り、編入合併特例定数を用いることができ編入された市町村の区域で選挙区を設けて、増員することができる。

【本 地 域】 この特例を3市村にあてはめると、厚田村及び浜益村の2区域に選挙区を設け、石狩市議会議員の残任期間(平成19年5月10日まで)に限り、石狩市の議員として増員することができる。



(5) 増員数 = 編入する市町村の定数 × (編入される市町村の人口 ÷ 編入する市町村の人口)
(0.5未満の端数は切り捨て、0.5以上1未満は1とする。)

厚田選挙区増員数 26人 × (2,804人 ÷ 54,567人) = 1.3人 1人
浜益選挙区増員数 26人 × (2,363人 ÷ 54,567人) = 1.1人 1人

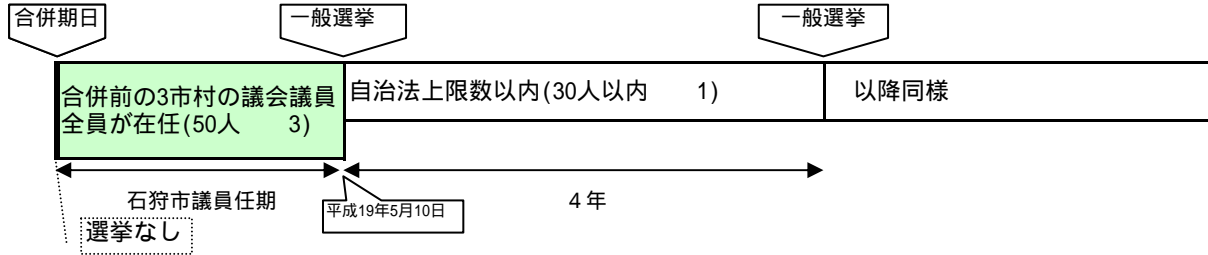
編入合併特例定数

(石狩市)26人 + (厚田村)1人 + (浜益村)1人 = **28人**

パターン3 [在任特例(合併特例法第7条第1項第2号)]

【制度の内容】 合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の議会議員は、自治法第91条の規定にかかわらず、編入する市町村の議員の残任期間、新市の議員として在任することができる。

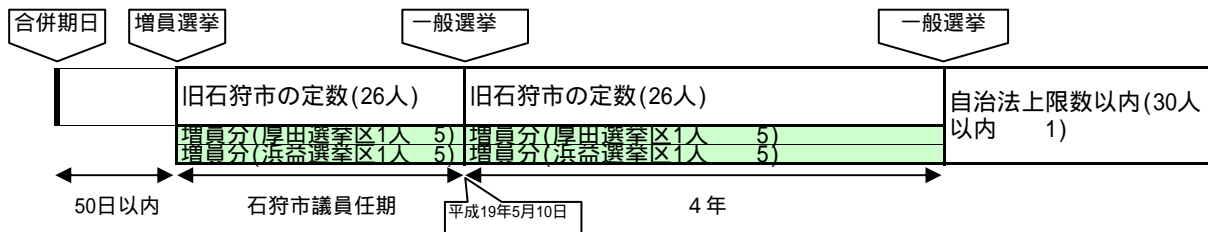
【本 地 域】 この特例を3市村にあてはめると、合併前の3市村の議会議員全員が石狩市議会議員の残任期間(平成19年5月10日まで)に限り、石狩市の議員として在任することができる。



パターン4 [定数特例(合併特例法第6条第2～4項) + 定数特例(合併特例法第6条第5～7項)]

【制度の内容】 合併関係市町村の協議により、前記「パターン2 定数特例」に加え、1回目の一般選挙(一般選挙)による期間についても、自治法第91条の規定にかかわらず、編入された市町村の区域に選挙区を設け、編入合併特例定数(パターン2 定数特例)を用いることができる。

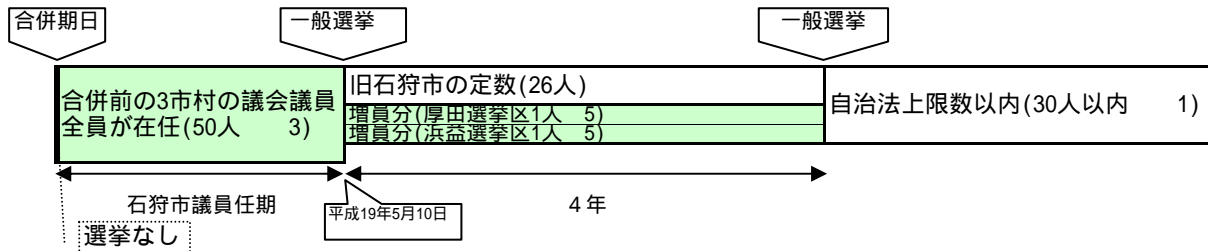
【本 地 域】 この特例を3市村にあてはめると、厚田村及び浜益村の2区域に選挙区を設け、石狩市議会議員の残任期間(平成19年5月10日まで)、石狩市の議員として増員することができ、かつ1回目の一般選挙(一般選挙)の任期4年間についても同様の特例措置を講ずることができる。



パターン5 [在任特例(合併特例法第7条第1項第2号) + 定数特例(合併特例法第7条第3項)]

【制度の内容】 合併関係市町村の協議により、前記「パターン3 在任特例」に加え、1回目の一般選挙(一般選挙)による期間については、自治法第91条の規定にかかわらず、編入された市町村の区域に選挙区を設け、編入合併特例定数(パターン2 定数特例)を用いることができる。

【本 地 域】 この特例を3市村にあてはめると、合併前の3市村の議会議員全員が石狩市議会議員の残任期間(平成19年5月10日まで)に限り、石狩市の議員として在任することができ、かつ1回目の一般選挙(一般選挙)の任期4年間については、定数特例と同様の特例措置を講ずることができる。



(参考) 厚田村または浜益村に編入合併した場合の各特例措置に係る議員増員数を試算してみると・・・

・厚田村へ編入合併	石狩選挙区増員数	$12人 \times (54,567人 \div 2,804人) = 233.5人$	234人	244人
	浜益選挙区増員数	$12人 \times (2,363人 \div 2,804人) = 10.1人$	10人	
・浜益村へ編入合併	石狩選挙区増員数	$12人 \times (54,567人 \div 2,363人) = 277.1人$	277人	291人
	厚田選挙区増員数	$12人 \times (2,804人 \div 2,363人) = 14.2人$	14人	

それぞれの選挙区の増員分は上記のように算出され、あまりにも非現実的なものとなる。

関係法令抜粋

地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- (1) 人口2千未満の町村 12人
- (2) 人口2千以上5千未満の町村 14人
- (3) 人口5千以上1万未満の町村 18人
- (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人
- (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(6) 人口5万以上10万未満の市 30人

- (7) 人口10万以上20万未満の市 34人
- (8) 人口20万以上30万未満の市 38人
- (9) 人口30万以上50万未満の市 46人
- (10) 人口50万以上90万未満の市 56人

(11) 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5 第7条第1項又は第3項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前2項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

6 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

(人口の定義)

第 254 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第 33 条

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

(地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等)

第 34 条 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第 114 条の規定による選挙を含む。)又は増員選挙若しくは第 116 条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行う。

公職選挙法施行令

(市町村の議会の議員の任期中における選挙区及び定数の変更)

第 8 条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合において、地方自治法第 91 条第 5 項の規定により議会の議員の定数を増減するときは、議員の任期中においても、(中略)指定都市以外の市及び町村にあつては関係区域を区域とする選挙区を設け、若しくは関係区域を選挙区に編入し、又は各選挙区において選挙すべき議員の定数を変更することができる。

(人口に比例しない議員の定数)

第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第 6 条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第 91 条第 1 項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第 91 条の規定に

かかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第4項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。)の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りで

ない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 2 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第 1 項又は第 2 項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第 5 項から第 7 項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第 1 項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
 - 4 前条第 8 項の規定は、第 1 項又は前項において準用する同条第 5 項の協議について準用する。

農業委員会委員の定数及び任期

検 討 資 料

設置形態及び合併の方式別にみる制度の概要

1つの委員会を設置

2以上の委員会を設置

新設合併

編入合併

合併前の市町村の区域を
区域としない
(新設合併・編入合併共通)

[パターン 1-1]原則

身分	関係団体の委員全てが失う
選挙	設置選挙を行う
選挙委員定数	10～20人以内で定める
任期	3年

[パターン 1-2]在任特例

身分	関係団体の選挙委員全てが在任
選挙	なし
選挙委員定数	10～80人以内で定める
任期	1年以内

[パターン 1-3]原則

身分	編入される団体の委員のみ失う
選挙	なし(選挙区を設置した場合は、増員選挙を行う)
選挙委員定数	10～20人以内で定める
任期	編入する団体の残任期間

[パターン 1-4]在任特例

身分	編入する団体の委員は全てが在任 編入される団体の選挙委員は40人以内で在任
選挙	なし
定数	編入する団体の委員 + 協議で定める 40人以内の編入される団体の選挙委員
任期	編入する団体の残任期間

[パターン 2-1]

在任特例非選択

身分	関係団体の委員全てが失う
選挙	設置選挙を行う
選挙委員定数	10～20人以内で定める
任期	3年

[パターン 2-2]在任特例

身分	関係団体の選挙委員全てが在任
選挙	なし
選挙委員定数	10～80人以内で定める
任期	1年以内

合併前の市町村の区域を
区域とする
(新設合併・編入合併共通)

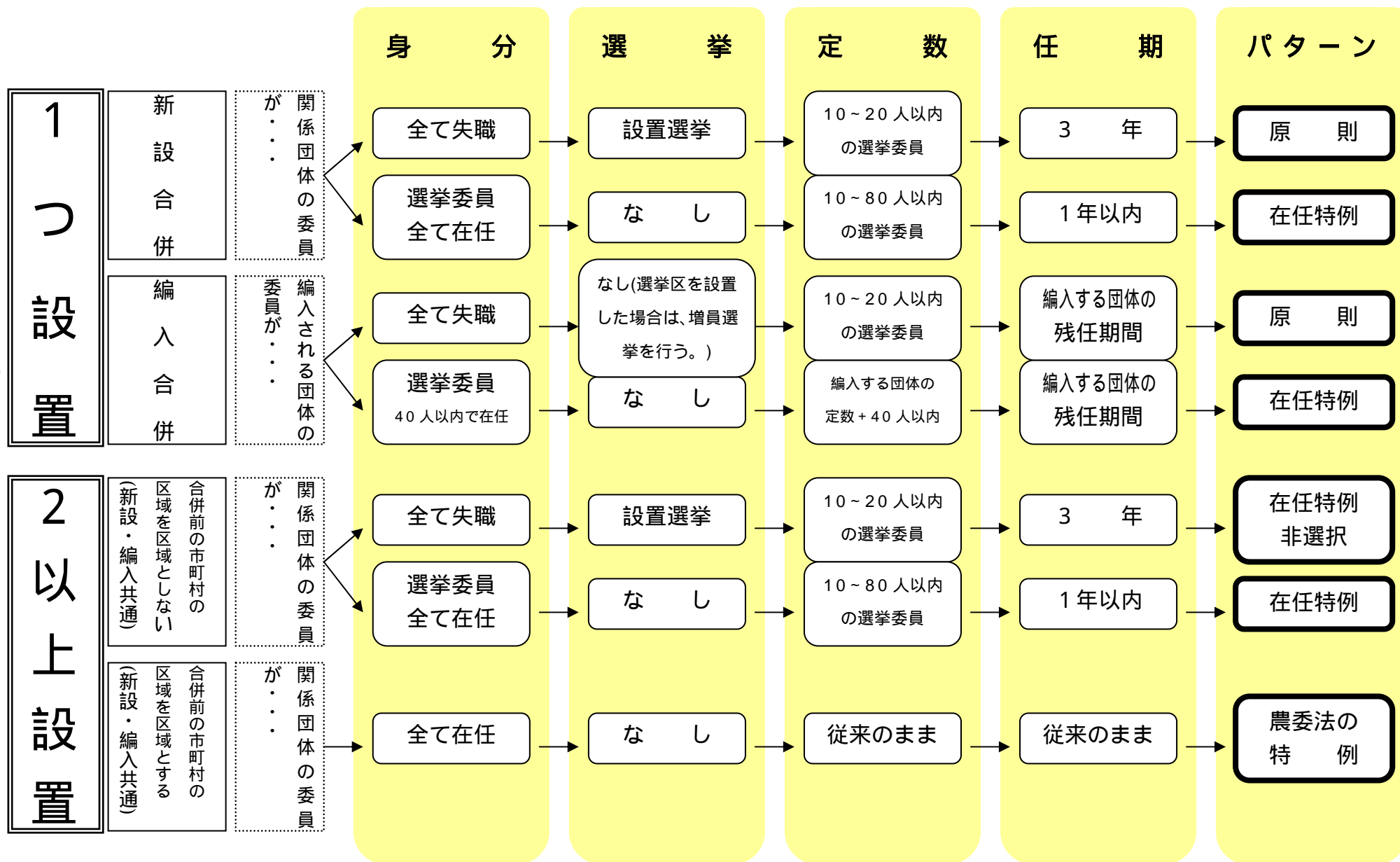
[パターン 3-1]

農委法の特例

身分	関係団体の委員全てが在任
選挙	なし
定数	従来のまま
任期	従来のまま

制度の内容から選択するパターンフロー

2



農業委員会委員の設置

農業委員会の設置

農業委員会の設置に関しては、1市町村に1農業委員会が原則であるが、農業委員会等に関する法律(以下「農委法」という。)第3条第2項に「区域が著しく大きい市町村又は農地面積が著しく大きい市町村は、区域を2以上に分けて各区域に農業委員会を置くことができる」旨の規定がある。「著しく大きい」の基準として、農業委員会等に関する法律施行令(以下「農委法施行令」という。)第1条の3に「区域面積は24,000ヘクタールを超えるもの。農地面積は7,000ヘクタールを超えるもの」と規定されており、いずれかに該当した場合、当該市町村区域内に2以上の農業委員会を設置できることとなっている。

3市村が合併した場合には、同令同条の農地面積は要件を満たさないものの、区域面積は、72,184ヘクタールと要件を満たすことから、3市村の区域において2以上の農業委員会を設置することができる。

農業委員会委員の定数及び任期については、農業委員会の設置数や形態により新設合併と編入合併の特例措置の内容が異なるため、設置数及び形態を先に決定することが必要である。

3市村の状況

区分	石狩市	厚田村	浜益村	合計	比較	基準
区域面積	11,786ha	29,283ha	31,115ha	72,184ha	>	24,000ha
農地面積	2,503ha	1,319ha	477ha	4,299ha	<	7,000ha

設置数及び形態

1 [1つの農業委員会を置く場合]

浜益村 (31,115ha)	➔	1 区域 (新市)
厚田村 (29,283ha)		
石狩市 (11,786ha)		

2 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域としない場合)]

浜益村 (31,115ha)	➔	例1 1 区域 (浜益)	例2 1 区域 (厚田 + 浜益)
厚田村 (29,283ha)		1 区域 (石狩 + 厚田)	1 区域 (石狩)
石狩市 (11,786ha)			

3 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域とする場合)]

浜益村 (31,115ha)	➔	1 区域 (浜益)
厚田村 (29,283ha)		1 区域 (厚田)
石狩市 (11,786ha)		1 区域 (石狩)

農業委員会委員の定数及び任期と特例措置

農業委員会委員定数

(1) 選挙による委員定数

農委法第7条第1項に基づく選挙による委員の定数(以下「農委法定数範囲内」という。)とは、農委法第7条第1項により「10～40人の間」と規定されており、農委法施行令第2条の2により3段階の区分に従い定数の基準が定められている。この基準にあてはめると本地域では、農業委員会が1つの場合また2以上の場合であっても条例で定める定数は「10人以上20人以下」となる。

(2) 選任による委員定数

農委法第12条に基づく選任による委員とは、農業協同組合及び農業共済組合が推薦した理事各1名と当該市町村の議会が推薦した学識経験者5人以内となっているが、選任による委員は合併特例法による特例措置が何ら講じられていないため、パターン1-3、1-4、3-1を適用する場合以外は、合併後速やかに選任しなければならない。

参考

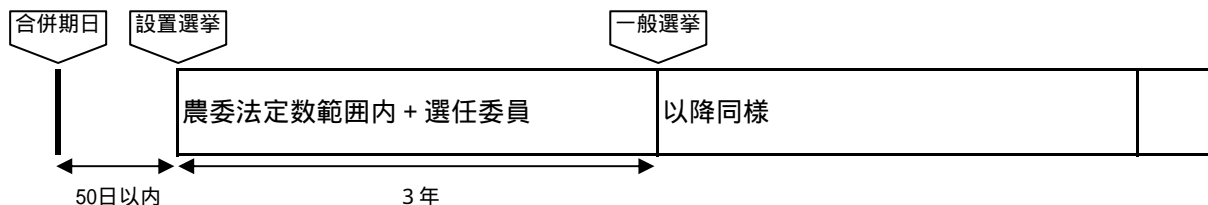
区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村
選挙による委員の定数	12人	10人	10人
選挙による委員	12人	8人	10人
法第12条1号委員	2人	2人	2人
法第12条2号委員	2人	1人	1人
合 計	16人	11人	13人
部 会	無	無	無
任 期	H14.7.20～H17.7.19		

1 [1つの農業委員会を置く場合]

新設合併

パターン1-1 [原則(特例措置の適用なし)]

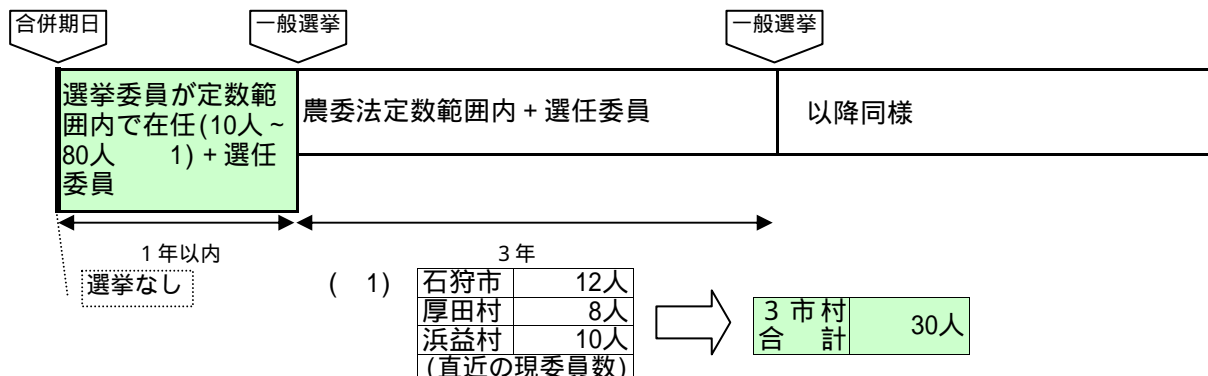
合併関係市町村の委員は全てその身分を失い、設置選挙を行わなければならない。また、選任委員については、合併後速やかに選任しなければならない。



パターン1-2 [在任特例(合併特例法第8条第1～2項)]

前記の「1-1原則」によらず、合併関係市町村の選挙委員であった者で、新市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は、合併関係市町村の協議により80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数だけ、1年を超えない範囲で引き続き新市の委員として在任することができる。

ただし、選任委員については、特例措置は何ら講じられていないため、合併後速やかに選任しなければならない。



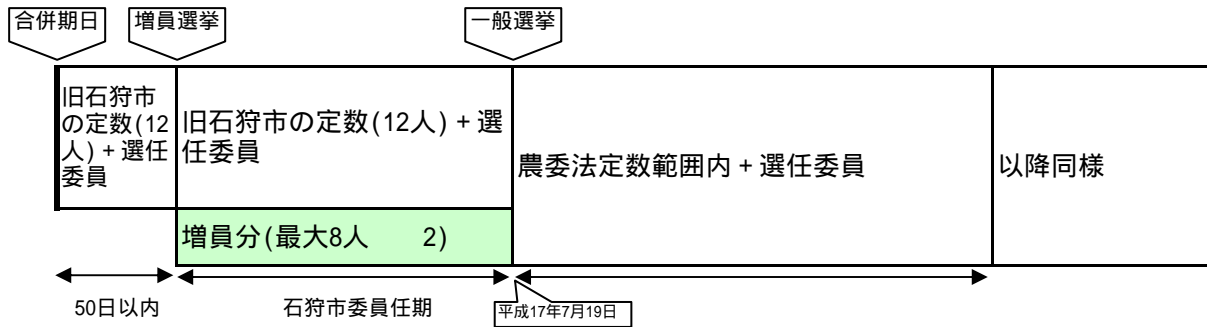
編入合併

はじめに

ここで説明する編入合併の形態は、厚田村及び浜益村が石狩市へ編入した場合を想定しております。

パターン1 - 3 [原則(特例措置の適用なし)]

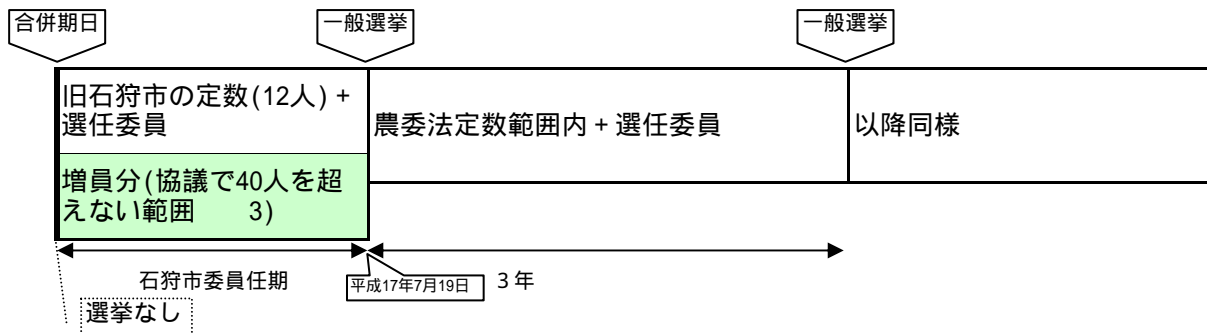
編入される市町村の委員は全てその身分を失うが、編入する市町村の委員は、在職する。ただし、選挙委員について、条例定数を農委法定数範囲内(20人以内)で増員させ、農委法第10条第2項に基づき、選挙区(厚田と浜益で1つ)を設置し、選挙により増員分を補うことも可能と考えられる。



(2) 農委法定数範囲内 - 石狩市委員定数
20人 - 12人 = 8人

パターン1 - 4 [在任特例(合併特例法第8条第1～2項)]

前記の「1 - 3原則」によらず、編入される市町村の選挙委員であった者で、新市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者のうち、合併関係市町村の協議により40人を超えない範囲で定めた数だけ、編入する市町村の委員の残任期間に限り、引き続き新市の委員として在任することができる。



(3) 厚田8人 + 浜益10人 = 18人

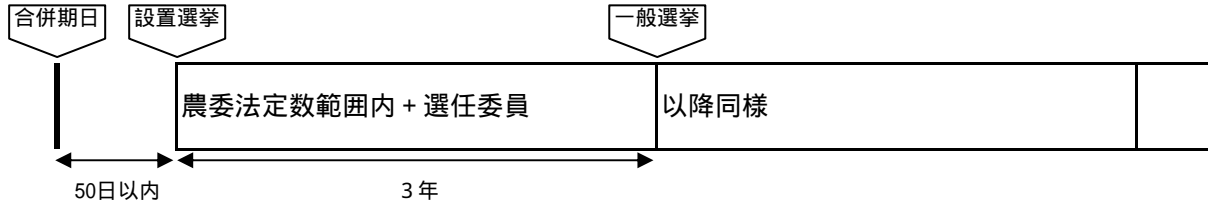
2 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域としない場合)]

新設合併、編入合併ともに共通

パターン2 - 1 [在任特例非選択(合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項を適用しない場合)]

農委法第3条第2項に基づき、合併市町村の区域を2以上に分けて、その区域に農業委員会を置く場合(農委法第34条の適用がある場合を除く)において、合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項の在任特例を適用しない場合は、各農業委員会において設置選挙を行わなければならない。

なお、編入合併の場合においても、同法同条第3項後段により新設合併とみなされ、同様に設置選挙を行う必要がある。

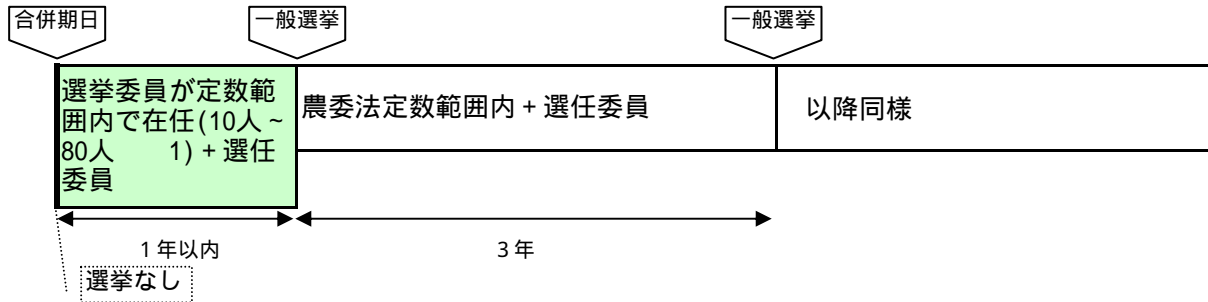


パターン2 - 2 [在任特例(合併特例法第8条第3項に基づき同条第1項を適用する場合)]

農委法第3条第2項に基づき、合併市町村の区域を2以上に分けて、その区域に農業委員会を置く場合(農委法第34条の適用がある場合を除く)において、合併特例法第8条第3項に基づく同条第1項の在任特例を適用する場合は、合併関係市町村の選挙委員であった者で、新市の農業委員会の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数だけ、1年を超えない範囲で引き続き新市の委員として在任することができる。(パターン1-2と同様)

ただし、選任委員については、特例措置は何ら講じられていないため、合併後速やかに選任しなければならない。

これは、前記「1-2特例」と同内容の特例措置であり、設置される農業委員会それぞれに講じられることとなる。

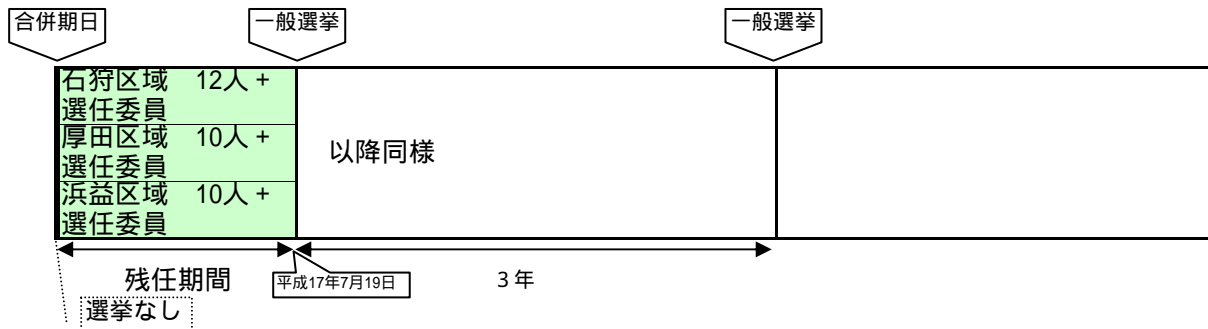


3 [2以上の農業委員会を置く場合(「合併前の市町村の区域」を区域とする場合)]

新設合併、編入合併ともに共通

パターン3 - 1 [農委法の特例(農委法第34条第1~2項)]

農委法第3条第2項に基づき、「合併前の市町村の区域」を区域として従前と同様に2以上の農業委員会を置く場合は、当該農業委員会は存続し、合併前の関係市町村の委員は、引き続き存続する農業委員会の委員となる。任期についても従来のみとなる。



関係法令抜粋

農業委員会等に関する法律

第2章 農業委員会

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(組織)

第4条 農業委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない

ない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員) 各 1 人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日) まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員) でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。(ここでは「上欄」を「左欄」、「下欄」を「右欄」と読み替える。)

区	分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあつては、30アール) 以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につ	20人以下

	き耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタール超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が5百ヘクタール上となるか、又は基準農業者数が6百以上となるようにしなければならない。

合併の特例に関する法律

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

小委員会の運営及びスケジュールについて

1 小委員会の運営

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程（別紙。以下「規程」という。）に基づき、次のとおり、この小委員会を運営します。

(1) 委員長は小委員会の会議の議長となります。また、委員長に事故あるときは副委員長が職務を代理します。（規程第5条）

(2) 小委員会の会議（規程第6条、第7条）

会議は委員長が招集します。なお、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができません。

委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができます。

会議は公開とします。

その他、会議の運営に当たっては、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定が準用されます。

（参考）協議会会議運営規程（抄）

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。

（傍聴人の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれのあるものを携帯している者

(4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。

(5) 前4号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画類の撮影及び録音等の制限）

第9条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

（係員の指示）

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議録）

第12条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事

(4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
 2 議長は、作成した会議録に署名し、これを保管するものとする。
 (会議録等の公開)
 第13条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。
 2 前項の公開は、別表に定める方法により行うものとする。

- (3) 小委員会の協議等の経過や結果については、委員長が協議会の会議に報告します。(規程第9条)
- (4) 小委員会の庶務は事務局が行います。(規程第10条)
- (5) 会議の開催場所について
 ・協議会と同様、原則として3市村の持ち回り開催を予定しています。

2 当面のスケジュール

回数	日程(時期)	主な内容、予定議題	備 考
第1回	7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の互選 ・小委員会の進め方についての確認 ・制度の概要についての確認 ・小委員会の役割、運営等についての確認 	
「合併の方式」が決定後、第2回会議を開催いたします。			
第2回	8月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・決定した「合併の方式」に従ったパターンについて検討・協議 	
第3回以降	(未定)	(以後、第2回と同内容) <ul style="list-style-type: none"> ・まとめられた協議結果を「調整(案)」として協議会へ提案 	

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石狩市・厚田村・浜益村合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される石狩市・厚田村・浜益村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関して同条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開とする。

(石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程の準用)

第7条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議運営規程(平成15年協議会規程第4号)第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

(石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)

第8条 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成15年協議会規程第3号)第2条から第4条までの規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。この場合において、「協議会の会長、副会長、委員及び監査委員並びに規約第9条第4項の規定に基づき協議会の会議に出席した者」とあるのは「小委員会の委員長、副委員長及び委員並びに第6条第3項の規定に基づき会議に出席した者」と、「協議会委員等」とあるのは「小委員会の委員等」と、「協議会の会議」とあるのは「会議」と読み替えるものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月20日から施行する。